認可地縁団体の告示時や、
告示事項証明書（台帳）の交付時における
代表者の住所が

令和８年
10月1日施行



原則非表示となります。

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、個人情報保護の観点から、認可地縁団体の代表者等の住所に係る取り扱いが、下記のとおり変更になります。

変更点（1）

これまで告示や認可地縁団体の証明書（台帳）に記載されていた代表者等の住所が非表示となります。

現行

【告示】
代表者等の
氏名及び住所 等

【証明書】
代表者等の住所を
記載した
台帳の写し

舞鶴市字北吸１０４４番地
代表者　舞鶴　太郎

10月1日から

【告示】
代表者等の
氏名 等

【証明書】
代表者等の住所を
非表示にした
台帳の写し

舞鶴市[redacted]
代表者　舞鶴　太郎

ただし、代表者等本人から住所の表示を希望する申出がある場合は、住所を表示した台帳を交付します。

変更点（2）

代表者等の住所を表示した証明書の交付には委任状が必要になる場合があります。

住所表示を希望する代表者等と証明書の請求者が異なる場合は、
住所表示を希望する代表者等から、住所を表示した証明書の
請求を代理する旨の委任状が必要です。



ご確認ください

過去の代表者等の住所を表示する必要があり、対象者がすでに死亡している等の合理的な理由で、住所表示の同意を得ることができない場合は、市民協働推進課までご相談ください。

お問い合わせ　舞鶴市役所 市民協働推進課　☎ 0773 - 66 - 1073